

デジタル経済下における国際課税のあり方について  
(デジタル経済下における国際課税研究会中間報告書)

令和3年8月19日

デジタル経済下における国際課税研究会

## 目次

I. デジタル経済化と「投資立国」を支える税制の整備	1
II. 国際課税に関する近年の主な動向	4
1. これまでの主な国際課税制度の整備	4
2. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応（2021年7月に大枠合意）	5
3. 米国トランプ税制改革（2017年）	6
4. 欧州諸国等の独自措置等（2019年以降に本格化）	8
III. 海外市場において公正な競争を可能とする税制	10
1. 最低税率課税について	10
2. 最低税率課税と既存のCFC税制との関係について	13
3. 軽課税国の親会社等への損金算入支払制限ルール（UTPR）	16
4. 国内における無形資産の形成及び利用を促進する税制の整備	17
5. 我が国企業におけるグローバルな税務管理体制について	20
IV. 国内デジタル市場において公正な競争を可能とする税制	21
1. 問題意識	21
2. 市場国への新たな課税権の配分に関する国際合意（ピラー1）について	21
3. 外国企業に対する課税に関して残された課題	23
V. 中長期的な国際課税のあり方	27
1. 問題の所在	27
2. 主な論点とその方向性	28
委員等名簿	31
開催実績	32

## I. デジタル経済化と「投資立国」を支える税制の整備

20 世紀末以降のアジア諸国の経済発展などグローバルな経済環境の変化の中、我が国は国内での生産活動と輸出を基軸とする「貿易立国」から海外企業への投資活動と投資収益を基盤とする「投資立国」へ急速に変貌しつつある。今や、我が国企業が海外成長市場で獲得した収益が我が国経済全体にとって非常に重要である。デジタル化が加速しているグローバル経済の変化に対応し、「投資立国」に適した税制を構築していく必要がある。

一方で、デジタル化の中で、公正な競争環境を支える国際課税制度は我が国を含め各国で揺らいでいる。市場国に支店等の恒久的施設（Permanent Establishment：PE<sup>1</sup>）を置いて納税している伝統的企業と、デジタル事業を行い市場国に PE 等を置かず、租税回避のため無形資産等を軽課税国に移転する企業とでは、グローバルに、あるいは国内で、大きな税負担格差が生まれ、競争の公正性に疑義が生じている。国際課税制度の改革は今や喫緊の課題となっている。国際的に進行している議論を踏まえつつ、我が国としても公正な競争環境を整備し、これによって、企業が M&A や革新的な研究開発といったリスクある成長投資ができる事業環境を整備する必要がある。

（我が国の「投資立国」化と国際課税制度の役割）

我が国の経済構造は、人口や国内市場が縮小する中で、国内を中心に研究開発や製造を行う「貿易立国」から、アジアなど成長著しい海外市場を獲得するための海外投資（現地法人の新設、海外企業の買収）からの収益に立脚する「投資立国」化が急速に進行<sup>2</sup>している。

このような「投資立国」化をより確かな流れにしていくためには、我が国企業の国際的な競争条件、資金の内外配分の礎石となる国際課税制度の変革が重要となる。すなわち、デジタル化等の経済環境の変化に即して、海外市場における我が国企業と外国企業<sup>3</sup>との公正な競争環境を整備し、獲得された収益の国内還流を促していかなければならない。国内還流した収益が従業員・株主への分配のみならず、国内での基礎的な研究開発投資をはじめとする成長投資等に活用され経済の好循環に繋がることが期待される。

<sup>1</sup> PE とは、我が国においては、法人税法の規定における恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 19）を意味する。

<sup>2</sup> 近年は、第一次所得収支（配当、証券投資収益等）が日本の経常収支の黒字化に大きく貢献している。2019 年では、経常収支黒字約 20 兆円に対して、所得収支が約 20.1 兆円を占める。（経済産業省、「令和 2 年版 通商白書」、2020 年 7 月 7 日、P. 282 第 II-2-3-16 図 経常収支の内訳）

<sup>3</sup> 本報告書における「我が国企業」や「日本企業」とは、日本を本拠とする多国籍企業グループを指す。また、「外国企業」とは、外国を本拠とする多国籍企業グループを指す。

グローバルに公正な競争環境が整備されてこそ、我が国企業によるリスクある海外投資等が促進される。この重要性は、強調しても強調しすぎることはない。

(海外市場における日本企業の競争力の低下)

現状、海外市場において、日本企業の国際競争力は多くの製品分野で低下しており<sup>4</sup>、新商品・サービスの開発をはじめとする高付加価値化に課題があると指摘される。これらの背景の一つは、リスクある成長投資（基礎的な研究開発投資やスタートアップ投資など）が外国企業と比べ、日本企業は相対的に乏しい<sup>5</sup>ことにある。足下では、日本企業の海外 M&A 等は以前と比べて活発となっている<sup>6</sup>が、さらなるリスク投資を可能とするための制度環境を構築する必要がある。

(国内デジタル市場における外国企業の独占及び寡占)

リスク投資を巡る課題は海外市場のみではなく、国内デジタル市場にも存在する。すなわち、グローバルに経済のデジタル化が加速する中、国内でも特にデジタル市場における日本企業の誕生・成長が次世代の収益性の高い海外投資にも繋がるが、現実には、そのような日本企業の誕生・成長は限定的である。むしろ、外国企業による独占及び寡占化が年々進行しているとの指摘がある<sup>7</sup>。このような中で、研究開発投資の格差の累積といった構造的な要因も指摘される。

---

<sup>4</sup> 欧米企業のみならず中韓企業と比べ、特に、インフラから電気自動車まで多くの製品分野で国際競争力が課題となっている。例えば、Bloomberg のデータを基に日米欧の上場企業の ROE（自己資本利益率）の推移を見ると、日本の上場企業の ROE は、上昇傾向にあるが欧米の上場企業との格差は依然存在している。

<sup>5</sup> 事業法人及び CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）からベンチャー企業への投資は、主要国と比較すると日本は低い水準である。対 GDP 比で米国の 1/3 程度（2018 年：日本は 0.04%、米国は 0.13%）にとどまっている。（CB Insights、「The 2018 Global CVC Report」）

<sup>6</sup> このような環境の中、日本企業は、研究開発拠点等の海外移転（研究開発拠点等の移転は、多様な要因が考えられるが、日本国内での人材獲得が困難であること等もあげられる）や、海外企業への M&A、スタートアップを含む海外企業への少額出資等によって生き残りを図っている。例えば、レコフ M&A データベースによると、日本企業による海外 M&A の件数は増加傾向にあり、2009 年：299 件、2014 年：557 件、2019 年：826 件と推移している。

<sup>7</sup> 国内デジタルサービスの多くの分野で外国企業のシェアが拡大している。本研究会における新経済連盟佐藤氏の講演資料によれば、各デジタルサービスにおける外国企業のシェアは、インターネット広告分野で 50-70%、EC 分野で 25%（2010 年から 2016 年で約 2 倍に増加）、音楽定額制配信サービス分野で 75%、動画定額制配信サービス分野で 20%

（2010 年から 2018 年で約 2 倍に増加）、アプリストア分野で 100%、ゲーム分野で 20%と指摘されている。

(デジタル経済下における税負担格差のさらなる拡大懸念)

税負担格差は、M&A や研究開発投資といった成長投資の原資となるキャッシュフローの格差を通じて、企業競争力に影響を及ぼす可能性があるが、経済のデジタル化が進行する中で、税負担の不公平はさらに拡大する懸念が指摘される。

すなわち、デジタル企業、特に、オンライン広告、オンラインゲーム、クラウドサービスといった事業者は進出先国（市場国）に工場やオフィスといった物理的拠点を設けずとも海外事業を展開することが可能となっている。さらに、その収益源たるデータなどの無形資産を軽課税国に置き、収益をそこで計上することで、本国（居住地国）での税負担をも減少させることが容易になっている。加えて、各国の国内制度や租税条約も駆使し、税負担に関する抜け穴も利用されているとの指摘がある。これらの結果、キャッシュフローに関するグローバルな潮流は、稼いだ国（市場国）から軽課税国へ、そして、本国（居住地国）からも軽課税国へ移転し集中していく流れにあると考えられる。この結果、一方では、各国での法人税をはじめとして税率引下げ競争が生じ、他方では、デジタル企業とそれ以外の企業との税負担に大きな格差<sup>8</sup>が生まれるなど公平性が確保されない制度環境となっている。このような状況に対して、これまでの市場国—居住地国の二カ国の税制のみではなく、軽課税国の税制をも視野にいたした国際的な議論も急速に進展している。

(本研究会の検討の視座—我が国企業の国際競争力向上と国内サプライチェーン強靱化)

本研究会の視座は次のとおりである。OECD を中心とした国際的な議論、特に、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応 (Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy) をめぐるグローバル最低税率課税 (ピラー2) や市場国への新たな課税権の配分 (ピラー1) の動向をも踏まえつつ、我が国の国際課税制度の変革を通じて、内外市場において、日本企業—外国企業、伝統的企業—デジタル企業間での公平な税負担を実現す

---

<sup>8</sup> 税負担格差を指摘する例として、欧州委員会による 2018 年 3 月の公表によれば、EU 域内において、デジタル企業は、伝統的ビジネスを行う企業に比べて、年間の平均収益上昇率に約 14%の差があり、さらに実効税率は半分程度 (デジタル企業は 9.5%、伝統的ビジネスを行う企業は 23.2%) であると指摘されている。(European commission, 「Questions and Answers on a Fair and Efficient Tax System in the EU for the Digital Single Market」, 21 March 2018)

また、日本経済新聞の報道によれば、GAFA と呼ばれる米 IT (情報技術) 4 社の税負担率は平均約 15.4%で、主要な製造業の半分程度の水準にとどまった、と指摘されている。同記事によれば、「現行の法人税は、データなどの無形資産にうまく課税できていない、グローバル課税のルールを見直して税負担のゆがみを解消することは、デジタル経済を成長させるための世界の課題となっている」と指摘されている。また、同記事において、財務データに基づく税負担率 (平均) について、世界は 25.1%、米国企業は 20.7%、欧州企業は 29.0%、日本企業は 28.3%、アジア企業は 27.3%と分析されている。(日本経済新聞、「GAFA の税負担、なぜ軽い? ビジュアル解説」、2021 年 5 月 13 日)

る。これによって、日本企業が投資原資となるキャッシュフローを十分に確保し、さらなるリスク投資を促進し、国際競争力の向上に繋がるという好循環を税制面で支えていく。

具体的検討に当たっては、経済のデジタル化に伴い、伝統的企業を含めあらゆる事業において、濃淡はあるにせよ、有形資産（工場や事務所等）や雇用に依存する度合いが総じて減少していく一方、個人の嗜好や活動等に関する各種のデータや知的財産など無形資産に依存する度合いが増大し、今後も継続していくと考えられることに特に留意する。

あわせて、国内に産業が立地することの重要性にも配慮する。すなわち、企業の経済合理的な海外進出、海外移転の判断を引き続き尊重しつつ、付加価値の源泉となる無形資産やその形成のための研究開発機能など高付加価値な拠点（データ等を用いた研究開発等やDX活動等を含む）については、企業が経済合理的に国内に立地することを可能とすることで、我が国全体として、中長期的にもサプライチェーンの強靱化を図る観点も必要となる。

このような観点から、本研究会においては、具体的には、三点について検討した。すなわち、日本企業と日本にPE等を有しない外国企業等との税負担の公平性確保を旨としつつ、第一に、海外市場における公平な税負担確保の観点から、日本企業に対する最低税率課税等の国内法化についての留意事項を、第二に、国内市場における公平な税負担確保の観点から、特にデジタル市場におけるPE等を有しない外国企業等について、日本企業との公平性を確保するために適切な課税策を、第三に、中長期的な課税標準等のあり方を検討した。

## **II. 国際課税に関する近年の主な動向**

### 1. これまでの主な国際課税制度の整備

近年における我が国の国際課税制度における主要な改正として、2009年の外国子会社配当益金不算入制度の導入と2017年の外国子会社合算税制（以下、「CFC税制」）の強化があげられる。前者は、配当政策に対する税制の中立性の観点や、それ以前の間接外国税額控除制度についての実務的な煩雑さを簡素化する観点等を踏まえた改正である。具体的には、一定の子会社から親会社への配当について、その95%を非課税とするものであり、一定の範囲で国外所得免除方式、すなわち、テリトリアル課税と同様の効果を持つ。この改正によって、我が国企業が進出先国に子会社を設立した場合、当該子会社から親会社への配当については、我が国ではその95%が非課税とされ、子会社の稼得した所得は当該進出先国の税制のみによって課税されるという意味で、当該進出先国における外国企業との間で中立的な競争条件が確保されることとなった。本研究会において目指す国際課税の姿の基礎となるものであり、産業界からのニーズも踏まえた重要な改正であったと評価でき

る。また、後者は、上記のような部分的なテリトリアル課税の下で日本から事業及び資産が不当に移転することを防止するという意味において一定の意義があると考えられる。

こうした改正のほか、2015年における BEPS 最終報告書を受けて、以下のような税制改正が行われてきており、いずれもグローバルな潮流に対応するものと評価できる。

- ・ 移転価格文書化及び国別報告書の提供を求める制度の創設（行動 13、2016 年度改正）
- ・ 恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止に係る見直し（行動 7、2018 年度改正）
- ・ 過大支払利子税制の見直し（行動 4、2019 年度改正）
- ・ 移転価格税制において評価困難な無形資産取引（特定無形資産取引）に係る価格調整措置の導入等（行動 8-10、2019 年度改正） 等

## 2. 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応（2021年7月に大枠合意）

2015年に発表された BEPS 最終報告書以降、引き続き検討事項となっていた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応（Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy）について継続的な議論が行われてきた。具体的には、デジタル企業を含む多国籍企業による市場国への納税を確保するため、市場国に新たな課税権を配分するための議論（ピラー1）とともに、居住地国から軽課税国への資産や事業の移転を防止し、並びにそのような移転を誘引する各国間の法人税の引下げ競争を防止するための議論（ピラー2）が並行し、一体のものとして進められた。

OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）が本年7月1日に発表した声明（Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy）における大枠合意の内容は以下のとおりであり、これは本年7月9、10日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された。

【ピラー1（本報告書においては、国際的議論における利益 A を指すこととする）】

- ・ 一定の全世界売上（当初 200 億ユーロ超※）及び税引前利益率（10%超）を有する多国籍企業を対象とする（採掘産業と規制対象の金融サービスを除外）。
- ※ 「一定の全世界売上」は、当初 200 億ユーロ（約 2.6 兆円）超とする。条約発効7年後にレビューを行い、円滑な制度の実施を条件として 100 億ユーロ（約 1.3 兆円）への引き下げを議論。
- ・ これら多国籍企業の利益について、売上の 10%を超える残余利潤<sup>9</sup>の 20%から 30%（この範囲で今後国際的に合意）を市場国へ新たに配分。

<sup>9</sup> 本報告書における「残余利潤」とは、Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy (OECD, 1 July

- ・ 原則として、対象となる多国籍企業が市場国から 100 万ユーロ（約 1.3 億円）以上の収入を得ている場合にその市場国に利益を配分。
- ・ 実施目標は、2022 年多国間条約策定、2023 年実施。

【ピラー2（本報告書においては、国際的議論における GloBE ルール<sup>10</sup>を指すこととする）】

- ・ 各国政府は自国の多国籍企業に対して最低税率（少なくとも 15%として、今後国際的に合意）を追加課税。
- ・ ピラー2は共通アプローチとして、導入は各国の任意であるが、導入する場合には、合意されたモデルルール及びガイダンスと整合的な方法で設計及び実施を行う。
- ・ 課税標準から一定額の控除を認める適用除外（カーブアウト）については、有形資産（簿価）と支払給与の 5%以上（当初 5 年間は 7.5%以上）とする。（具体的な割合は今後国際的に合意）
- ・ 実施目標は、2022 年各国国内法改正、2023 年実施。

なお、制度の詳細については、本年 10 月に最終合意を得ることを目指すとされている。最終合意の後、多国間条約の策定や各国で国内制度整備が検討されることとなる。

### 3. 米国トランプ税制改革（2017 年）

米国においては、レーガン政権における 1986 年税制改正以降、長期間、大きな法人税制改正が行われてこなかった。他方で、1990 年代以降、OECD 加盟国で法人税の改正が進む中で、EU 各国が一般に海外で稼得した所得に基本的には課税しない租税政策（国外所得免除方式）を採っていることで、法人について全世界所得課税主義を採る米国と OECD 各国との間でグローバルな税負担格差に対する懸念が拡大する一方で、デジタル企業等による資産及び事業の軽課税国等への移転、各国税制や租税条約を駆使した租税回避も批判されるようになってきた。このような中、数年間の議論を経て、トランプ政権の下で大幅な税制改革法（Tax Cuts and Jobs Act : TCJA）が 2017 年に成立した。当該税制改革の内容は多岐に渡るが、法人税率を 21%まで下げた点に加えて、特筆すべき国際課税制度改革として、高付加価値事業の米国外への流出を防止するとともに、国内立地を促進する観点から米国外子会社の所得に対する最低税率課税（GILTI）を行うとともに、米国内で行った海外向け

2021) においては、「residual profit defined as profit in excess of 10% of revenue」と表記されている。

<sup>10</sup> GloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールは、軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社等の国で課税する所得合算ルール (Income Inclusion Rule : IIR) と、軽課税国への支払を行っている子会社等に対して支払会社の国で課税する軽課税支払ルール (Undertaxed Payment Rule : UTPR) を指す。



の事業で得た所得に対する所得控除（FDII）がセットで導入された<sup>11</sup>。また、米国企業と外国企業との競争水準の均衡を確保する観点から米国外親会社等への損金算入支払に対する課税（BEAT）が導入された点<sup>12</sup>が特に注目された。概要は下記〈図 1〉を参照。

<sup>11</sup> GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income) は、米国外子会社の稼得した無形資産関連の所得（具体的には、一定の超過収益を当該所得と擬制）を、当該外国子会社の米国株主の総所得に含める制度である。これは既存の米国 CFC 税制、すなわち、米国株主において当該外国子会社を得るサブパート F 所得及び米国資産投資額の割合を米国株主の総所得に含める制度とは別に設けられている。

また、FDII (Foreign-Derived Intangible Income) は、米国法人の国外無形資産由来所得（具体的には、上記 GILTI と同様に、一定の超過収益を当該所得と擬制）につき、一定の特別控除が認められる制度である。

これらの立法趣旨について、GILTI については、「単一の事業体に多額の利益が集中することになるから、当該事業体を低課税国に設立することで大きな節税効果がもたらされる。このような企業行動が可能であることが、低課税国に利益を集中させる構造を構築する強い経済的な誘因となっており、究極的には高付加価値の雇用や資産を米国外に流出させている」ため「米国課税ベースを保護することと、米国の雇用者や企業の世界での競争力とのバランス」を確保するため制度化された（出典：115TH CONGRESS 1st Session, HOUSE OF REPRESENTATIVES REPORT, 2017 115-409, TAX CUTS AND JOBS ACT, REPORT OF THE COMMITTEE ON WAYS AND MEANS HOUSE OF REPRESENTATIVES ON H.R. 1 together with DISSENTING AND ADDITIONAL VIEWS, NOVEMBER 13, 2017, P. 389 以下）。

また、FDII については、「目標の一つは、無形資産に係る所得を国外に置く租税上の誘因を除去し、かつ、米国納税者が当該所得、特に高付加価値の経済活動を米国に置くことを促すことにある。・・・米国法人が国外市場に由来する無形資産所得を稼得した際に、米国法人の CFC が当該所得を稼得した場合と類似の軽減税率を適用することで、無形資産所得を国外に置く、あるいは移転される誘因を阻害あるいは除去することができ、もって税法が事業の意思決定に与える歪みを限定することができる」と確信する。（出典：Senate Budget Committee, Explanation of the Bill (November 16, 2017), P. 370, 下記委託調査報告書作成時）とある。

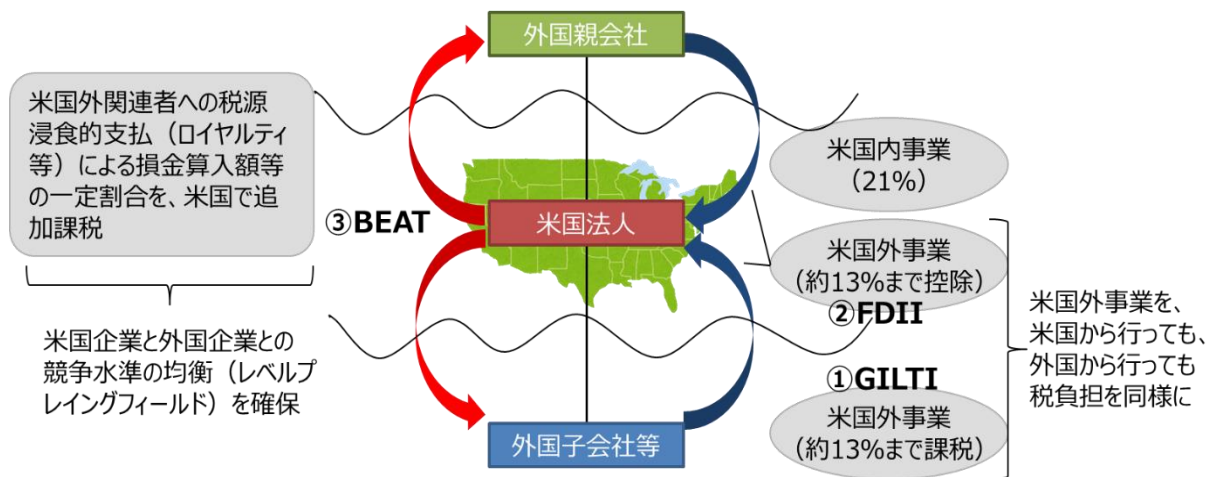
このため、GILTI 及び FDII は、「企業が米国外に雇用や資本を流出させることを防止する」趣旨の制度であるといえる。

（本注釈における日本語訳は、経済産業省委託調査報告書「平成 30 年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業）」より抜粋。）

<sup>12</sup> BEAT (Base Erosion Anti-abuse Tax) は、米国内国歳入法の所得税に関する定めにより課されるその他の税に加えて、BEAT 税額を課すことを定めている。BEAT 税額は、修正所得金額（課税所得に税源浸食的支払に係る税源浸食利益及び当期使用繰越欠損金に税源浸食割合を乗じた額を足し戻した金額）に BEAT 税率（一般的な BEAT 税率は、課税事業年度により 5%、10%、12.5% と異なることが想定されていた）を乗じた金額と一定の調整を加えた税額控除前の通常法人税額を比較して、前者が後者を上回る場合、米国法人と米国外の関連者との取引につき、追加で税負担を課すことにより生じる税額である。このような BEAT は、米国企業と外国企業の公平な競争環境を確保する制度である。（経済産業省委託調査報告書「平成 30 年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業）」）

なお、国際的議論における GloBE (Global Anti-Base Erosion) ルール (最低税率課税 (IIR) 及び UTPR) は、米国トランプ税制における GILTI 及び BEAT を参考とした制度であるとも言われている。

<図 1> 米国トランプ税制改革の一部概要



#### 4. 欧州諸国等の独自措置等 (2019 年以降に本格化)

OECD を中心とした国際的議論の収斂、具体化に一定の時間を要する中、英国、仏国などの一部の国は、(ピラー1に関する) 国際合意が実現するまでの暫定的措置として、デジタルサービス税 (Digital Service Tax : DST) をデジタル・プラットフォームが提供するオンライン広告等のサービスに限って、又は広範なデジタル取引について、導入しつつある<sup>13</sup>。途上国においても、同様の動きが見られ、例えば、インドは、BEPS 行動1で議論がされた平衡税 (Equalization levy) を導入しており、2020 年にその範囲を拡大した。さらに、これら諸外国の動きと並行して、EU は、2020 年にデジタル課金 (Digital levy) なる新たな枠組みを提示している<sup>14</sup>。英仏等の独自措置における課税対象、課税標準、税率は下記の<図 2>を参照。

<sup>13</sup> 英国は 2020 年に、仏国は 2019 年にデジタルサービス税を導入した。欧州以外では、例えば、カナダは 2022 年の導入を検討している。

<sup>14</sup> デジタル課金の今後の動向及びデジタルサービス税との関係については今後も注視が必要である。

<図 2> 英仏等の独自措置の概要（課税対象、課税標準、税率等）

	フランス	イギリス	イタリア	スペイン
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルインターフェースの提供サービス</li> <li>オンラインのターゲティング広告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルメディアサービス</li> <li>検索エンジンサービス</li> <li>オンラインマーケットプレイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインのターゲティング広告</li> <li>オンラインプラットフォーム</li> <li>ユーザーデータ販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインのターゲティング広告</li> <li>オンラインプラットフォーム</li> <li>ユーザーデータ販売</li> </ul>
課税標準及び税率	フランスで提供された対象事業 税率：売上高の3%	英国ユーザーに提供された対象事業 税率：売上高(※)の2% ※売上から0.25億ポンド(約38億円)を控除	イタリアで提供された対象事業 税率：売上高の3%	スペインで提供された対象事業 税率：売上高の3%
納税義務者 ※①②を共に満たす者	① 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約968億円)超 ② 対象事業の国内売上が年0.25億ユーロ(約32億円)超	① 対象事業の全世界売上が年5億ポンド(約745億円)超 ② 英国ユーザーに提供される対象事業の売上が年0.25億ポンド(約37億円)超	① 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約968億円)超 ② 対象事業の国内売上が年0.05億ユーロ(約6.5億円)超	① 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約968億円)超 ② 対象事業の国内売上が年0.03億ユーロ(約3.9億円)超
税収見込み	1年間で約5億ユーロ(約645億円)	7年間で190億ポンド(約2.83兆円)	1年で約7.08億ユーロ(約913億円)	1年で約9.68億ユーロ(約1,249億円)
導入時期	2019年1月から適用 (米国に配慮して2020年末まで徴収を延期し、2020年12月に徴収を再開)	2020年4月から適用 (徴収は2021年12月から)	2020年1月から適用 (徴収は2021年2月から)	2021年1月から適用 (徴収は2021年4月から)

(出所) 下記を基に経産省作成  
 USTR (2019), Section 301 Investigation Report on France's Digital Services Tax  
 TAX FOUNDATION (2019), Revenue Estimates for Digital Services  
 USTR (2021), Section 301 Investigation Report on United Kingdom's Digital Services Tax  
 USTR (2021), Section 301 Investigation Report on Italy's Digital Services Tax  
 PwC (2019), Italy's draft 2020 budget calls for unilateral digital services tax  
 USTR (2021), Section 301 Investigation Report on Spain's Digital Services Tax  
 KPMG (2020), Guide to the new Tax on Certain Digital Services

下記の為替レートで計算  
 ・ 1ユーロ=約129円  
 ・ 1ポンド=約149円

米国は、こうした各国による独自措置に対して、通商法 301 条に基づく調査を実施し、報復関税による対抗措置を表明している（国際交渉を完了するための時間を確保するために発動を延期<sup>15)</sup>。

また、関連する動きとして、国際連合では、デジタルサービスに係る源泉徴収を規定する国連モデル租税条約の改訂が提案されている<sup>16)</sup>。

なお、デジタル課税に関する国際的議論も背景としつつ、それにとどまらない法人税制改革に関する動きとして、EU は、将来的には、EU 企業の実務負担を軽減し投資を促進させる観点から、EU 各国で課税ベースを共通化し利益を配賦する欧州域内事業課税（Business in Europe: Framework for Income Taxation: BEFIT）を提案している。

<sup>15)</sup> 米国通商代表部（USTR）は、2021年6月2日に、英国など6カ国に対する報復関税の発動を180日間見送ると発表した。（USTR Announces, and Immediately Suspends, Tariffs in Section 301 Digital Services Taxes Investigations, 06/02/2021）

<sup>16)</sup> 具体的には、「自動化されたデジタルサービス（ADS）」を対象に、源泉徴収という簡素な形で、市場国での課税権を確保する案が検討されている。

### Ⅲ. 海外市場において公正な競争を可能とする税制

#### 1. 最低税率課税<sup>17</sup>について

##### (1) 基本的な考え方

前述のとおり、デジタル企業とそれ以外の企業において、収益源たるデータなど無形資産の軽課税国への移転の可否といった事業の特質によって、グローバルな税負担格差が生じており、今後、このような状況が様々な事業領域に拡大していくおそれがある。こういった状況を是正し、グローバルに公正な競争環境を構築する観点からは、我が国を含め、各国がグループ企業の最終親会社に対して、グローバルに共通する最低限の税負担を課すピラー2の取組は、価値ある取組みである。今秋にも予定される最終合意を踏まえつつ、我が国も早期の導入を検討する必要がある。

##### (2) 最低税率課税の国際的議論及び国内法化<sup>18</sup>に関する諸論点

我が国における国内法化の検討に際しては、次の各事項を検討する必要がある。

###### ①導入時期について

(日本企業の競争相手国の動向への配慮)

我が国企業のアジアなど海外市場における国際競争力の維持及び向上と最低税率課税の開始を両立させるため、我が国企業の競争相手先である外国企業の居住地国(欧米、中国、韓国等)における導入時期を適切に考慮した上で、早期に最低税率課税を国内法化する必要がある。

これらの国に先駆けて日本が導入した場合、後述の適用除外(カーブアウト)の水準によっては<sup>19</sup>、日本企業の海外市場における外国企業との競争において、最低税率課税による税負担分だけ競争力(特に価格競争力)に悪影響を与える可能性もあるため、その影響範囲に配慮することが必要と考えられる。

また、国内法化に当たっては、国際合意に留意しつつ、カーブアウト等で、日本企業の追加税負担が諸外国の企業よりも重いものとならないよう留意すべきと考えられることは後述のとおりである(下記②)。

<sup>17</sup> 本報告書における「最低税率課税」とは、GloBEルール(所得合算ルール(IIR)及び軽課税支払ルール(UTPR))のうち、所得合算ルール(IIR)を意味することとする。

<sup>18</sup> 最低税率課税は、大枠合意において共通アプローチとされており、導入は各国で任意であるものの、導入する場合にはモデルルールやガイダンスと整合的な方法で設計及び実施をするとされている。このため、今後詳細な国際合意内容を精査し、国内法化における検討課題を整理することが必要である。

<sup>19</sup> 例えば、十分なカーブアウトによって、東南アジア諸国等に工場や支店等を既に設置して事業を実施している我が国企業に追加的な課税が行われないこととなる場合には、我が国企業に対する影響は緩和されるものと考えられる。

(米国税制改正による SHIELD 導入への留意)

米国税制改正において、最低限の税負担をしていない外国企業の米国子会社等に対して課税を行う税制 (SHIELD<sup>20</sup>) が議論されていることには注意が必要である。仮に米国が SHIELD を実際に導入し、一方で、我が国は最低税率課税を導入していない場合には、我が国企業の米国子会社は日本親会社等へのロイヤルティや利子等の支払いが米国法人税額の計算上、損金算入が制限されることで負担増となる可能性がある。したがって、最低税率課税の国内法化の時期については、主な競争相手国をはじめとした諸外国の動向に加えて、米国 SHIELD 税制の動向にも配慮する必要がある。

## ②現地に実体ある経済活動を有する事業 (製造業等) への配慮

主に可動性の高い無形資産事業<sup>21</sup>を念頭に、軽課税国への利益移転を防止するという最低税率課税の趣旨を踏まえれば、外国子会社が工場等の可動性の低い物理的資産を保有する製造業等については、最低税率課税による追加的な税負担を課すことには慎重であるべきと考えられる。この点、国際的議論においては、外国子会社が各国に保有する有形固定資産 (簿価) 及び人件費の一定割合を国毎に計算された最低税率課税の課税対象所得から控除 (カーブアウト) する方向性が示されているが、今後の国際的議論及び国内法化の場面においても、十分なカーブアウトが確保されることが望ましい<sup>22</sup>。

また、最低税率課税の導入に当たっては、法人税率の引下げ競争の防止という最低税率課税の趣旨を踏まえて、国内法上、経過措置を検討することが望ましい。既に現地に工場など物理的拠点がある子会社については、最低税率未満になって合算

---

<sup>20</sup> SHIELD (Stopping Harmful Inversions and Ending Low-Tax Developments) は、最低限の税負担をしていない軽課税国等に所在する親会社等への損金算入支払を否認する仕組みとして、バイデン政権下において、トランプ税制改革で導入された BEAT 税制 (特定の国外関連者を対象に、所在国を問わず税源浸食的な支払の全部または一部に課税する制度) を置き換えるものとして検討されている。また、いわゆるグリーンブックでは、SHIELD は、連結売上高が約 550 億円 (500 Million USD) を超える企業グループが対象となること等が示されている。

<sup>21</sup> 可動性の高い無形資産事業とは、事業によっては、一定の設備投資や雇用を必要とする、製造業等に近い事業活動をする場合もあるが、本文においては、無形資産を軽課税国に移転させ、当該軽課税国に無形資産由来の所得を集中させるような事業を想定している点に留意。

<sup>22</sup> このようなカーブアウト以外に、最低税率課税の課税標準を決める要因である適用除外や対象所得についても、日本企業の国際競争力の観点から、国際的かつ適切なモニタリングを通して、諸外国と整合性の取れる制度とすることが望ましい。

課税の対象となっても、これらの物理的拠点は一般的に他国へ容易に移転できるものではない。したがって、例えば、一定の時期以前に海外進出した企業については、最低税率課税の適用を免除する、又は、カーブアウトの設定等を通じて、適用範囲を制限するといった形で配慮することが望ましい。

### ③企業による手続コストの軽減等

年々複雑さを増し、企業の手続コストが増加の一途をたどる国際課税において、最低税率課税に伴う手続コストの増分を最小化する必要がある。企業の実務負担を減らすため、ブループリント<sup>23</sup>において提案されていた4つの簡素化オプション<sup>24</sup>を我が国国内法においても全て採用することが望ましい。

また、課税標準の計算は、同ブループリントにおいて親会社が使用する公正妥当な会計基準を基礎に計算するとされていることから、IFRS<sup>25</sup>のほか日本基準

(JGAAP)等が認められる方向であると考えられるが、例えば、IFRSとJGAAPの間には、事業買収において認識されるのれん(営業権)や資産の減損、年金会計等の取扱いについて重要な差異があることを踏まえ、国内法上も、企業が現状選択して

---

<sup>23</sup> Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar Two Blueprint (OECD, Published on October 14, 2020)

<sup>24</sup> 4つの簡素化オプションとは、①CbCR(国別報告書)の実効税率を用いたセーフハーバー、②デミニマス利益の除外、③複数年度を対象とする国・地域別の実効税率の計算、④税務行政ガイダンス(いわゆるホワイトリスト)がある。

①のCbCRの実効税率を用いたセーフハーバーとは、CbCRの記載事項である国・地域別の税引前利益(損失)及び発生税額について一定の調整を行った上で実効税率を計算し、その実効税率が一定以上である国・地域については実際の実効税率計算を不要とする案である。

②のデミニマス利益の除外は、ある国・地域における税引前利益が、多国籍企業グループ全体の税引前利益の一定の割合未満であるなどの条件を満たす場合は、当該国・地域の実効税率計算を不要とする案である。

③の複数年度を対象とする国・地域別の実効税率の計算は、基準年においては、全ての国・地域で実効税率を計算した上で、当該実効税率が一定の閾値を超える国・地域については、数年間にわたり実効税率計算を免除する案である。

④の税務行政ガイダンス(いわゆるホワイトリスト)とは、国際的議論において策定されたガイダンスに基づき、各国が低リスクの国・地域(ホワイトリスト国)を判定し、これを公開した上で、当該国・地域については、実効税率計算を免除する案である。

これらのうち②及び④については、実務負担軽減の観点のみならず、意図せずに実効税率が低くなり追加納税が必要となる事態の発生を防ぐことにも資すると考えられるため、特に重要であるという意見もあった。

<sup>25</sup> IFRSとは、国際財務報告基準を指し、国際会計基準審議会(IASB)が策定する会計基準である。

いる会計基準によって通時的な税負担に関する優劣が生じない設計とすることが望ましい。

## 2. 最低税率課税と既存の CFC 税制との関係について

### (1) 最低税率課税と CFC 税制の関係整理の必要性（考え方）

最低税率課税と CFC 税制それぞれの制度趣旨<sup>26</sup>は異なる一方で、外国子会社の外国での低税率による課税後の収益に対して追加的な課税を親会社に対して行うというその手続・効果には共通する部分もあるため、両制度の重複を回避し、実務負担を軽減する<sup>27,28</sup>ことが望ましい<図 3、4>。その際、最低税率課税の導入により、世界のどこにどのような形態で事業を展開したとしても、最低限、一定水準までの税負担が確保され、軽課税国への事業及び資産の移転に係る誘因が相当程度低下する結果、CFC 税制における租税回避の防止という目的も一定程度達せられると考えられ、この点に CFC 税制を簡素化する余地があると考えられる。なお、最低税率の水準は、大枠合意では「少なくとも 15%（今後国際的に合意）」とされており、より高い水準になるほど CFC 税制の適用免除基準である 20%に近づき、両制度の重複が大きくなる点に留意する必要がある。

---

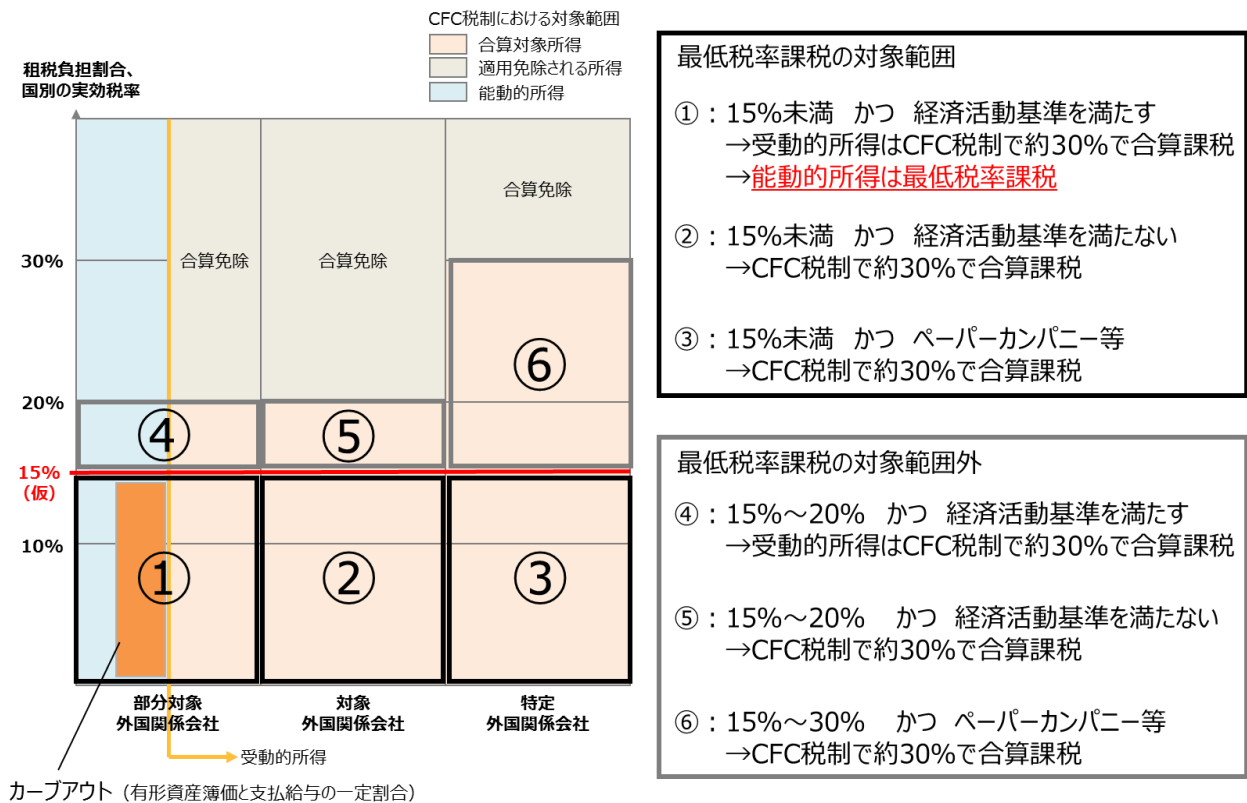
<sup>26</sup> 最低税率課税の目的は、軽課税国への利益移転の防止と法人税の底辺への競争防止である。他方で、CFC 制度の目的は、2009 年に外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことにより、「外国子会社に留保された所得を合算する制度（課税繰延の抑止）」から「外国子会社で発生した所得を合算する制度（租税回避を発生時に抑止）」へと制度の位置付けが変更された（2016 年 10 月 14 日 第 4 回政府税制調査会、[総 4-1]財務省説明資料（国際課税 2）1/2 P. 5）。

<sup>27</sup> 例えば、実効税率や租税負担割合の計算方法等は大きく異なることが想定される。

<sup>28</sup> 両制度で異なる 2 つの基準（ダブルスタンダード）に伴う実務的な煩雑さを回避し、実務負担の軽減につなげていくことも重要であるという意見があった。

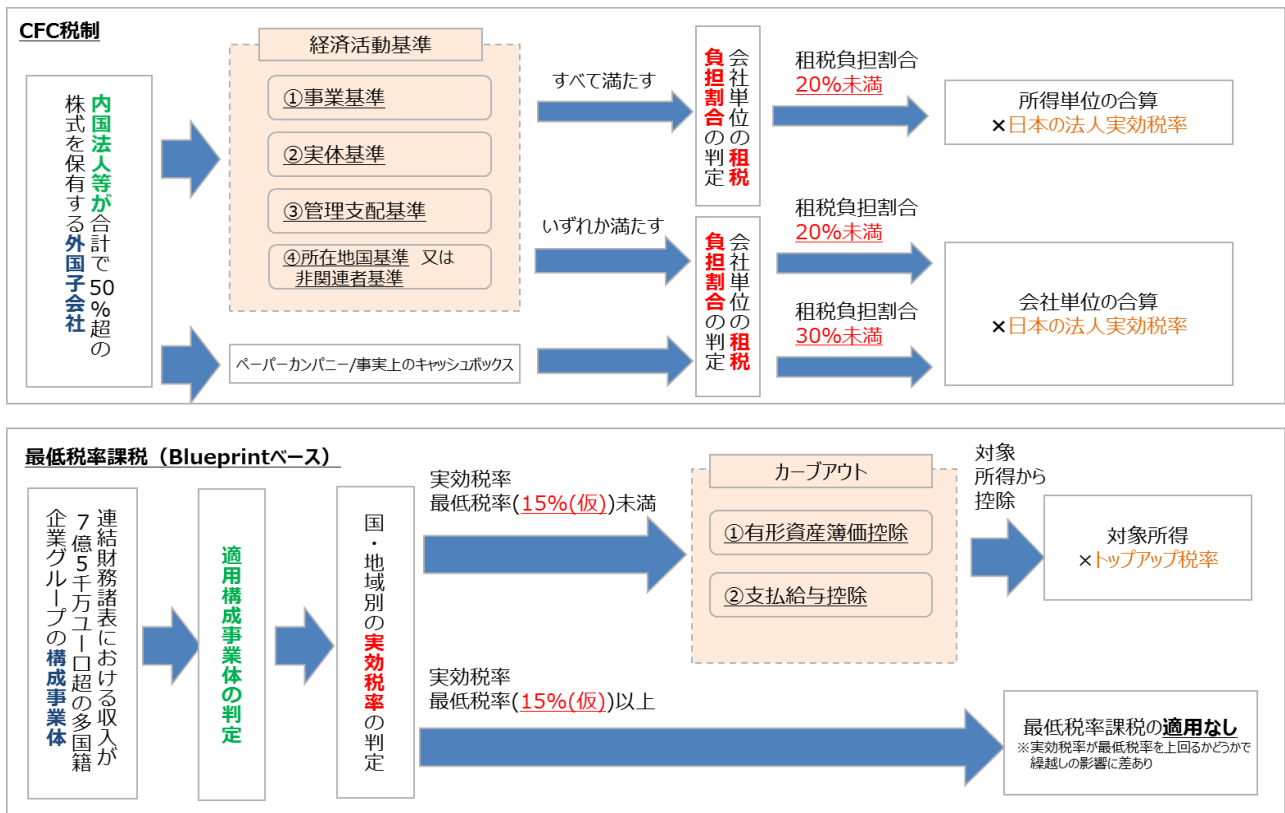
<図 3>CFC 税制と最低税率課税の適用対象範囲 (イメージ※)

※CFC 税制と最低税率課税では、実効税率計算の方法や、対象となる親会社、外国子会社等の範囲が異なることに留意。



カーブアウト (有形資産簿価と支払給与の一定割合)

<図 4>CFC 税制と最低税率課税の適用フロー (イメージ)





## (2) 最低税率課税の導入を見据えた CFC 税制の簡素化の方向性

外国子会社の収益について、原則として、最低税率課税により一定の税負担を確保した上で、CFC 税制については、租税回避目的以外には事業活動上の経済合理性が乏しい行為に限定して例外的に適用する方向で、最低税率課税と CFC 税制の役割分担を明確化することが考えられる。このような考え方の下、両制度の関係の整理を含めた具体的な制度のあり方については、今後の最終合意内容を踏まえて、検討をさらに深めていく必要がある。

なお、最低税率課税導入後の CFC 税制について、過剰合算を回避するとともに、現行では過重との指摘がある実務負担<sup>29</sup>を緩和することが特に重要であるという理解の下、次の諸点に留意する必要があるとの意見があった。

- ・ 外国子会社が行う取引のそれぞれについて租税回避該当性を我が国企業が判断することは過重な実務負担を招来するものであるため、子会社単位で合算の必要性を判断するエンティティアプローチを引き続き、最大限に活用すること<sup>30</sup>。
- ・ その際、対象となる子会社を絞り込む基準として、金額的重要性とともに、当該子会社が現実に租税回避に利用される、あるいは利用されている可能性等を考慮すること<sup>31</sup>。
- ・ 合算対象所得について、事業合理性のない租税回避目的の所得に限定すること<sup>32</sup>。具体的には、M&A 後の再編に伴うキャピタルゲインや清算時の債務免除益等は対象外とすること<sup>33</sup>。

<sup>29</sup> 現行の CFC 税制で発生している実務負担について、特定の企業における実例として、2017 年改正前と比べて、対象となる外国子会社は 3 倍に、作業工数は 4~5 倍に、それぞれ増加しているという意見があった。

<sup>30</sup> 連結単位での納税が行われている国・地域においては、当該納税単位での検証も可能とすることを検討すべきではないかという意見もあった。

<sup>31</sup> 例えば、適用免除基準について、現行 30%以上の部分を見直して 20%以上に一本化することや、経済活動基準について、対象事業を限定列挙している現行の事業基準や所在地国基準又は非関連者基準は経済活動の実態にそぐわなくなっていることから、これらを廃止して、実体基準と管理支配基準のみとすることが考えられるという意見があった。また、一定の売上を有する子会社について、超過利潤を継続的に獲得しているかどうかを絞り込みの基準とすることも考えられるという意見があった。

<sup>32</sup> 租税回避として捕捉すべき取引として、①通常のビジネスでは想定されていない手続きが取られているかどうか、②税以外の合理的な事業目的があるかどうか、という 2つの観点から判定していくのが望ましいのではないかという意見があった。

<sup>33</sup> 受動的所得の合算が行われる場合においても、納税単位における所得の総額を上限とすることを検討すべきではないかという意見もあった。

また、租税回避性の判断は必ずしも容易ではないため、我が国企業に対して租税回避を理由とする課税を行うにあたっては、書類の具備といった形式面のみではなく、あくまで行為の実質で判断される機会の付与が司法手続を含めて重要であるとの意見があった。

### (3) 国際合意において最低税率課税が適用されない企業の取り扱い等

最低税率課税の適用対象は、約 1,000 億円以上の連結売上高を持つ企業グループが検討されているが、CFC 税制にこのような閾値はないため、最低税率課税は当該閾値を満たさない企業には適用されない一方で、CFC 税制は適用されるという差異が生じる。

CFC 税制の簡素化の前提は、最低税率課税の適用によって租税回避行為を行う誘因もまた変化することにあるため、最低税率課税が適用されない企業についても簡素化された CFC 税制を適用することが妥当か否かを判断する必要が生じると考えられる。この点、例えば、我が国中小企業において軽課税国の子会社を利用した租税回避を行う実態がどの程度現実に存在するのかといった事実関係を踏まえ、そのような実態が乏しいのであれば、最低税率課税が適用されない企業を含め、CFC 税制の簡素化を図ることも考えられる。なお、仮に、上記租税回避が中小企業にも一定程度存在するとしても、最低税率課税を全ての企業にも適用することによって、CFC 税制の簡素化を図ることも考えられるのではないかという意見もあった。

また、仮に最低税率課税で簡素化措置として検討されているホワイトリスト方式が導入される場合、最低税率課税はホワイトリスト国には適用されないが、CFC 税制は適用されるという差異が生じることになる。最低税率課税の導入の影響を踏まえて CFC 税制の簡素化についても併せて検討する際には、例えば、このようなスコープの違いを考慮することもあり得るが、簡素化の観点からは、CFC 税制においてもホワイトリストを用いて各種の確認作業を予め免除する等の措置も考えられるのではないかという意見もあった。

## 3. 軽課税国の親会社等への損金算入支払制限ルール (UTPR)

UTPR (軽課税支払ルール) は、GloBE 未導入の軽課税国等に多国籍企業の親会社がある場合に、外国子会社から軽課税の親会社等への支払に係る損金算入の否認等を通じて、子会社サイドで課税する仕組みである。最低税率課税導入に関するバックストップとしての機能を果たすことにより、最低税率課税の導入国企業と未導入国企業の間で、海外市場における競争条件の公平を確保することが期待されており、我が国も最低税率課税の導入とあわせて検討する必要がある。

検討に当たっては、対日投資への影響の有無、程度についても考慮し、適切な方策を講じる必要がある。すなわち、我が国が UTPR を導入した場合、日本子会社には、GloBE 未導入国にある軽課税の親会社等への支払に追加の税負担が生じる可能性がある。このため、我が国で課せられる UTPR を回避するために、投資先として我が国ではなく、他の UTPR 未導入国が選択される可能性がある。こうした対日投資（新規投資、既存投資）への負の影響が生じないための配慮が必要である（特に、シンガポール等の金融産業）。

#### 4. 国内における無形資産の形成及び利用を促進する税制の整備

(国内における無形資産の形成及び利用を通じたデジタル経済への対応)

我が国はこれまで製造業等において、企業の技術開発、研究開発等の拠点を国内に多数擁してきた。この結果、技術者、研究者の層も厚く、各地の大学等の研究機関における基礎研究との相乗効果によって、我が国の技術力の発展に大きな役割を果たし、「ものづくり大国」としての発展を支えてきたとも指摘される。もっとも、近年では、このような研究開発機能についても、基礎的なもの以外の開発機能は、現地ニーズをより迅速、的確に把握する観点から、現地化の傾向が多く企業の企業についてみられる。ソフトウェアや ICT の領域については基礎研究も海外で実施する事例も増加している。

(デジタル経済の影響)

デジタル経済下における研究開発や商品開発は、データやソフトウェアといった無形資産の重要性が増していくものと考えられる。その可動性も相まって、そのような事業を我が国より相対的に税率が低く、結果的に収益率の高くなる海外で実施する誘因がある。実際に当研究会事務局の実施したヒアリングにおいても、日本企業による海外企業の買収の際に、あえて、海外と比べて相対的に税率の高い日本にデータを持っていくことはしない、あるいは、主に税務上の理由により、グローバル企業が我が国に設置した医薬や半導体等の研究所が海外流出する問題があるとの指摘もあった。

これら事業は ICT 人材等の獲得容易性も重要な影響を与えられられるが、我が国においてはこれら分野の人材の厚みにも課題があることを考えあわせると、事業によっては無形資産を国内で保有することが税制上、相対的に不利となる（海外に移転することが有利である）ことも考えられ、結果として、国内での研究開発機能や商品開発機能が、経済のデジタル化の進行に伴い、中長期的に、空洞化していくおそれがある（海外移転が経済合理的とという状況にある）。

(諸外国の対応)

データ等の無形資産（必ずしも、自社開発のものに限定されるわけではなく、M&A や共同研究開発等によって取得や形成されるものも多い）がイノベーションの源泉としての役割を増す一方で、可動的で国外への移転が容易であることを踏まえて、諸外国でもいわゆる IP レジーム（特定の IP (Intellectual Property) からの所得を法定税率よりも低い税率で課税する制度）等の税制上特別な措置が採られる事例が多く見られる<sup>34</sup>。例えば、英国及び仏国のパテントボックス税制の概要は<図 6>を参照。

特に、2017 年の米国トランプ税制改革では、高付加価値な機能の米国外流出を防ぐ観点から、無形資産関連事業に関して、米国外子会社の所得に対する最低税率課税（GILTI）と米国内で行った海外向けの事業で得た所得に対する所得控除（FDII<sup>35</sup>）をセットで導入することにより、無形資産関連事業の立地に関する国内外の税制の中立化を実現し、実際に米国に IP を回帰させた事例<sup>36</sup>も指摘されている（その趣旨について注釈 11 参照）。なお、現時点で、FDII の見直しも検討されているが、今後の動向には注視が必要である。

---

<sup>34</sup> 諸外国における IP レジームの動向等については、OECD, 「Corporate Tax Statistics: Third Edition」, 29 July 2021, P. 46~49 を参照。

<sup>35</sup> FDII は、米国法人の国外由来無形資産関連所得（Foreign Derived Intangible Income : FDII）について、最大 37.5%の所得控除が認められる制度（税率 21%においては、実効税率 13.125%）。算定式は以下のとおり。

FDII = (控除対象所得 - みなし有形資産収益) × 外国由来控除可能所得 / 控除対象所得

<sup>36</sup> 報道によれば、米国税制改正後に、Microsoft、Qualcomm、McKesson、Google といった企業が IP を米国内に回帰させるといった事例が指摘されている。（THOMAS HORST, Tax Notes, 「The TCJA 's Incentives for and Impediments to Repatriating Intangible Property」, FEB. 27, 2020）

<図 6> 英国及び仏国のパテントボックス税制の概要

英国	フランス
概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のライセンス等から得た利益から一定の金額を控除した金額の法人税率を10%とする</li> <li>・一定のライセンス等から得た利益の算定では、ライセンス料等から費用の控除を行う</li> <li>・一定の金額の控除においてはルーティンリターン等の控除を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のライセンス等から得た利益に対して、法人税率を10%とする</li> <li>・一定のライセンス等から得た利益の算定では、ライセンス料等から研究開発費を控除した上で、ネクサス率を乗じる</li> <li>・ネクサス率は、納税者で直接発生した費用の130%が研究開発費の総額に占める割合</li> </ul>
趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業横断のイノベーション、研究開発の促進、英国における特許及び研究開発の商業化の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス国内の研究開発活動の促進</li> </ul>
対象となる所得	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のライセンス等から得た利益</li> <li>・一定のライセンス等とは、特許権等を能動的に保有しているものが実施するライセンス等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のライセンス等から得た利益</li> <li>・一定のライセンス等とは、営利目的で法人によって使用されている資産からのライセンス料等</li> </ul>

(出所) 経済産業省委託調査報告書「諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業 調査報告書概要版」P. 71 を基に作成。

(我が国における対応)

各国が採用した FDII、IP レジームといった税制上の措置にはいずれも若干の論点が存在することは事実である<sup>37</sup>。また、税制上の措置の焦点を絞るに当たっても、例えば、データ等の無形資産を利用した開発について、その開発段階と（成功した）開発成果についての利用段階のいずれに焦点を当てるかといった議論も必要である。

こうした諸外国の動向等を踏まえつつ、国際課税の側面においても、我が国にデータ等の無形資産を形成及び保持、集積し、それを研究開発含めて各種の事業活動に利用可能な税制を整備していくことは、「ものづくり大国」としての我が国の地位を維持し、発展させていくために極めて重要な課題である。現時点においては、我が国に無形資産を保持、集積することが必ずしも経済合理的ではないという現実を深刻に受け止め、我が国における具体的な取組について検討を深めていくことは急務である<sup>38,39</sup>。その際には、

<sup>37</sup> 例えば、FDII については、WTO 協定上禁止される輸出補助金に該当する可能性や OECD が設立した有害税制フォーラム (Forum on Harmful Tax Practices) における有害税制に該当する懸念等の問題点が指摘されている。また、IP レジームについては、制度設計によっては有害税制フォーラムにおける有害税制に該当する可能性がある。

<sup>38</sup> 国内での研究開発拠点に係る必要資金を確保する観点から、海外で獲得した収益の国内還流を促す方策もあわせて検討することが重要であるという意見もあった。

<sup>39</sup> IP や研究開発活動は、他の経済活動の利益に繋がるため正の外部性が存在し、一企業で

無形資産関連事業の国内外立地に関して税制上の中立化を図る米国税制（GILTI 及び FDII）などの注目すべき施策の状況も十分に注意する必要がある。

## 5. 我が国企業におけるグローバルな税務管理体制について

我が国企業では、前述のとおり、国際競争力を強化する等の目的で、外国企業を対象とする M&A や少額出資等が増加している。また、個社の事業戦略を離れて、グローバルな制度環境としても、BEPS プロジェクトに基づき国際課税ルールが急速に整備及び強化されるとともに、グループ内各社間の収益の移転、納税状況が各国税務当局によって移転価格税制等の場面で活用されている状況にある。今後さらに、最低税率課税や市場国への新たな課税権の配分といった新たな国際課税ルールの整備が見込まれる。

このような状況に我が国企業が適切に対応するためには、グループ内各社が個別の最適化を行うのではなく、全社的にグループ各社の財務及び税務に関連する情報を従来以上に広範に、また、適時に把握し、適切な管理を行う必要性が高まっている。また、ESG 投資の流れの中で、企業外部のステークホルダーとの関係で、税に関する透明性を確保することも重要になってきている。

具体的には、例えば、企業全体の税負担に大きな影響を与えうる事業活動（例えば M&A）については、全社的な戦略的・合理的な対応を徹底するように本社コーポレート部門（税務部等）が事前に適切に関与をする必要がある。この基盤として、グループ各社の情報システムを外国子会社、関連会社を含め統一化していくことが急務である。また、意思決定プロセスについても、買収及び再編前の税務部門の事前関与及び評価など、親会社として管理体制の整備を図る必要がある。特に、海外企業に対する M&A 後の統合活動（PMI）に際してシステム統合は非常に重要<sup>40</sup>である。

なお、限られた税務リソースの中で、上記のような高付加価値な業務に十分なリソースを割くためにも、制度の簡素化が重要であるという意見もあった。

---

やると費用が過少になることから政府が介入する余地があるという意見もあった。

<sup>40</sup> 経済産業省「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書では、「事業シナジーが創出されているか把握するためにも、システム統合は必須という意見もある。共通の経営管理基盤を導入して、タイムリーに主な経営情報（例：主要マーケットでの商品の売上額、対前年・計画等との比較）を本社でも見るようにしておくこと、その情報を基に、競合や規制の動向についての議論が促進されるなどの効果がある。また、本社と買収先の間で情報の非対称性があると、何か隠しているのではと疑心暗鬼になるため事業計画策定時により議論ができないという理由から、買収先に早期に ERP パッケージを導入し同じ経営管理ができるようなインフラ整備を促進した事例もみられた。」と指摘されている。（経済産業省、「我が国企業による海外 M&A 研究会」報告書 71 頁、平成 30 年 3 月）なお、ERP（Enterprise Resource Planning）とは、いわゆる統合基幹業務システムを指す。

## IV. 国内デジタル市場において公正な競争を可能とする税制

### 1. 問題意識

デジタル企業が市場国に PE 等を必ずしも必要とせず、現行制度では生み出した付加価値に応じて十分な法人税を市場国に納税していないというグローバルな状況は、我が国にも妥当する面があると考えられる。具体的には、我が国において、オンライン広告、クラウドサービス、オンラインゲームなどの市場については、外国企業による独占及び寡占の状況が見られ、しかも、その集中度は高まっていく傾向にある（注釈 7 参照）が、競争者たる日本企業からは、外国企業との間で、税負担の面で差があること等から、その差分が研究開発力、商品開発力の差として、毎年累積しているという意味で、不公平な競争環境であるという指摘がある。

国内外企業の公正な競争環境を確保するため、デジタル分野<sup>41</sup>において、外国企業にも日本企業との比較において公平な税負担を求める必要があると考えられる。

### 2. 市場国への新たな課税権の配分に関する国際合意（ピラー1）について

#### （1）基本的な考え方

国内デジタル市場における内外企業の税負担の公平を図る観点から、市場国への新たな課税権の配分に関する国際合意（ピラー1）の実施は重要である。既に約 40 カ国が独自措置としてデジタルサービス税等を導入ないし導入予定としている中で、独自措置の拡大に伴う（法人税等との）二重課税や事務コスト等の企業への負担を回避する観点から、国際的議論が早期に具体的な合意として結実し、かつ、速やかに実施されることが期待される。

ピラー1の考え方<sup>42</sup>は、理論的には、残余利潤の一部を市場国に新たに割り当てるものであり、通常利潤に対する課税を行うものではない点で、経済活動に対する中立性も確保される点も評価される。後述の仕向地主義の法人税と通底する側面もあると考えられる。

---

<sup>41</sup> 特に継続的な投資が必要であるデジタル産業において、投資原資となるフリーキャッシュフローに差が生じることは、デジタル企業の成長に影響があると考えられる。

<sup>42</sup> 一部の委員からは、本来ピラー1は市場国に PE 等がないデジタル企業等への適切な課税権の確保が議論の発端であるにも関わらず、現状ほぼ全業種がスコープに入ることとされている点について妥当ではないという意見があった。これに対しては、国際的議論において、市場国に PE 等があり従来のルールに基づき適切な利益が市場国に付与されていれば追加的な配分はされない又は制限されるといった措置が検討されており、今後の詳細な制度設計が重要であるという指摘があった。

なお、市場国への配分を中長期的にさらに拡大させるか否かについては、法人居住地国が、当該国での教育や各種インフラ投資、医療体制の整備、税制を含む経済財政政策を行う結果として法人の収益増に寄与しており、それを法人の利益から回収するという面があることや、当該国におけるリスクを伴う研究開発活動や無形資産等の形成及び利用等が市場国での収益増に寄与していることを勘案しつつ、企業のイノベーションを促進するような循環を阻害しないかといった観点等も踏まえて、慎重に検討していく必要があると考えられる。

## (2) 制度設計に当たっての技術的論点

ピラー1については、市場国にPE等を有し納税している企業も対象となりうるため、その導入に際しては、こうした企業も含めて二重課税が生じることがないように適切な控除措置等を講じることが不可欠である。また、納税義務を負う企業の立場からは、PE等を設置していない市場国に対してどのような手続で納税するのか、市場国の税務当局の立場からは、当該納税額が適正であるかをどのように確認するのか、といった多岐にわたる論点が予想される。既に大枠に合意している130カ国以上の国々による多国間条約の策定が想定されるため、容易ではない作業となることが予想されるが、納税者たる企業及び税務当局の観点からは、実務対応及び執行が可能な簡素な制度とすることは非常に重要である。その他の論点を含めて、特に重要と考えられる事項は次のとおりである。

- ・ スcopeについて、除外産業の範囲（例えば、自動車金融の取扱い）。また、多国籍企業の一部に除外産業（規制対象の金融サービス等）が含まれている場合の取扱い。
- ・ ソースルール<sup>43</sup>について、情報収集に係る企業負担への配慮。BtoBtoCにおける第三者取引で使用する情報については、契約変更を求める等、企業の負担により情報収集を求めることのないように配慮すべき（例えば、売上計上地をビジネス顧客の所在地で判定する等の配慮が考えられる）。
- ・ セグメンテーション<sup>44</sup>について、既に用いられている開示セグメントの活用。ピラー1のために、再度、共通経費等の配賦を行うこと等は、実務上の作業において困難を伴うことから、既に用いている開示セグメントの活用が認められるべき。
- ・ 市場国に既にPE等があり、従来のルールの下で適切に利益を計上している場合について、追加的な配分を制限するような措置の整備。
- ・ 二重課税の排除の方法について、外国税額控除方式ではなく、国外所得免除方式を

<sup>43</sup> ソースルールとは、ピラー1の売上がどの市場国から生じたものかを判定するための仕組みをいう。

<sup>44</sup> セグメンテーションとは、ピラー1の適用場面において、その対象となるべき企業グループの利益を、ピラー1の対象部分と、それ以外の部分とに峻別するための仕組みをいう。



採用すべきという意見もあった。

- ・ 税の安定性について、ピラー1に関連する全ての争点に係る義務的かつ拘束的な紛争防止及び解決メカニズムの整備。

### 3. 外国企業に対する課税に関して残された課題

#### (1) 越境取引に関連する消費税について

国内デジタル市場において海外事業者による越境取引が増加する中で<sup>45</sup><sup>46</sup>、我が国の消費税制度について、次の課題がある。

日本の消費税の免税事業者制度は海外事業者にも適用しており、どんなに売上の大きな海外事業者でも、基準期間（原則的に2年前の事業年度）に国内での課税売上がないと、2年間は免税事業者の恩恵を受けられてしまうという問題がある。企業の売上が急拡大する現代において、海外事業者が国内で2年間免税事業者として販売ができ、同業の国内事業者との価格競争力が不公平となっている。デジタル企業については別タイトルのオンラインゲームを販売する等のために別法人を創設して同様の事業を行うことも不可能ではないと考えられる。

また、越境 EC により資産を譲渡する場合は、輸入消費税が払われるから問題ないとの指摘があるが、日本の消費税制度は、輸入消費税の仕入税額控除権を処分権者に限定しておらず、輸入名義人であれば控除ができるため、例えば、越境 EC により海外事業者が日本へ物品を販売する場合に、海外事業者が免税事業者で、その会社が国内にサービス会社を有していて、そのサービス会社が輸入名義人になる場合は、そのサービス会社の方で輸入消費税の仕入税額控除が取れるので、2年間、免税で販売が可能ということになる。

上記のとおり、越境取引の一部に現状課税できていないような形になっている点について見直しの検討が必要であると考えられる。

#### (2) 外国企業の日本子会社等による損金算入支払を通じた税負担軽減への対応

---

<sup>45</sup> 本研究会における新経済連盟佐藤氏の講演資料によれば、スマホゲーム市場において、ダウンロードランキングのトップ100のうち、日本産のスマホゲームは36作で、残りの64作は全て海外産と指摘されている。また、セールスのトップ100に中国ゲームが18タイトルで、売上総額は約429億円（前年同期比62.5%増）と指摘されている。

<sup>46</sup> 財務省関税局によれば、航空貨物の輸入許可件数は、電子商取引の拡大に伴い、ここ数年、大幅な増加傾向と指摘されている。航空貨物の輸入許可件数は、2020年には、対前年比1.5倍超（2019年：42,121千件→2020年：65,597千件）、4年前比では約2.6倍（2016年：25,288千件→2020年：65,597千件）と激増している。（財務省関税局、「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」、令和3年4月13日）

米国では、米国外企業による米国における最低限の納税を確保し、親会社や関連会社への支払を恣意的に増大させることによって租税回避を行うことを防ぐ観点から、2017年にBEATが導入され、現在バイデン政権下ではSHIELD税制への移行が検討されている。

我が国においては、現在、過少資本税制や過大支払利子税制によって、外国企業の日本子会社等による、外国親会社等への利子の損金算入支払を通じた課税ベースの浸食については一定の防止策が講じられている。他方で、今後のデジタル経済においては、データや無形資産に係るロイヤルティの親会社等への支払が著しく大きくなっていく可能性が高いと考えられる。したがって、我が国企業との間の我が国における税負担の公平を確保する観点からも、外国企業の日本子会社による親会社等への支払の状況を踏まえ、米国BEAT税制も参考にしつつ、外国企業の日本子会社に対する利子以外の損金算入支払を制限する措置を検討することが望ましいと考えられる。

### (3) ピラー1の発効が遅れた場合の備え

#### ①基本的な考え方

上述のとおり、ピラー1に関する国際合意が早期に多国間条約として具体化され、早期に発効することが望ましい。早期に発効した段階においては、ピラー1と目的が類似する諸外国におけるデジタルサービス税等<sup>47</sup>は、速やかに廃止されることが、二重課税の排除を通じた国際投資の活性化等の観点から重要である。

他方、今後、多国間条約のテキストへの合意や、各国議会での批准手続といった様々な課題が存在するため、どこまでスケジュール通りに各国国内調整を含めて実現するかは、注視が必要である。万が一、ピラー1の詳細への合意と早期の発効が難しい場合、国内で生み出された付加価値に応じた適切な課税が確保できず、企業間の競争環境が不公平なままとなってしまうことが問題となる。また、国内のデジタル環境の整備が重要かつ喫緊の課題であることを踏まえても、今後の国際的な動向<sup>48</sup>を注視するとともに、状況に応じて、国際的な合意が実現するまでの過渡的な措置として、日本として適切な具体的対応について検討を深めていく必要があるとの意見があった。

なお、仮にこうした対応を検討しなければならなくなった場合には、既に一部の国が導入する特定国の企業を狙い撃ちするような措置ではなく、企業間の公平性を確保した制度とすることが必要であるとの意見があった。

<sup>47</sup> デジタルサービス税と称される各国の独自措置の内容は様々であることに注意。ここでは、例えば、インドの平衡税等も「デジタルサービス税等」に含めていることに留意。

<sup>48</sup> 例えば、EUでは、復興財源確保の観点からデジタル課金(Digital Levy)が検討されている。

## ②税目

これらの意見に係る具体的対応の税目としては、売上税、所得課税、消費税が考えられる。それぞれの特徴及び課題は次のとおりである。

### 【売上税<sup>49</sup>】

- ・ 諸外国で導入されているデジタルサービス税の例にみることができる。
- ・ デジタル企業の財及びサービスの生産に要する限界費用がゼロに近いとすれば、形式的には、売上に課税しているとしても、実質的には、所得に課税しているとみることができるため、法人税を補完するものと位置づける余地がある。

(メリット)

- ・ 仕組みが比較的単純である。
- ・ (所得ではなく) 売上に対する課税であるため、既存の租税条約による制約を受けない。

(デメリット)

- ・ 売上に対する課税であるため、法人税からの税額控除が認められない場合には二重課税が構造的に発生する<sup>50</sup>。

### 【所得課税】

- ・ 源泉徴収方式での(グロスの取引額に対する)所得課税。かかる課税を確保するものとして、国連モデル租税条約改訂案が検討されている。

(メリット)

- ・ 所得に対する課税であるため、租税条約に基づいて税額控除を認めること等により二重課税の排除が可能。

(デメリット)

- ・ 既存の租税条約の改正が必要である。

---

<sup>49</sup> 課税根拠として、デジタルサービス、特に、二面性ビジネスに対する売上税については、①莫大な先行投資により限界費用がゼロに近くなる点で売上にレント(超過利潤)が生じる点、②サービスユーザーが提供する情報から売上が生じる点に特徴があり、売上税という形式をとりながらも、実質的には、法人所得への課税と類似する側面がある。なお、国内にPE等が存在しない外国企業であっても、ロケーション・スペシフィック・レント(LSR)の考え方にに基づき、当該市場国が課税権を及ぼすことが正当化されるという考え方がある。

<sup>50</sup> 売上税と法人税との二重課税だけでなく、ある国の売上税と別の国の売上税との二重課税が問題になり得るとの指摘もあった。

## 【消費税】

(メリット)

- ・ 既存の消費税の仕組みを利用できる点で行政コストや執行面ではメリットがある。

(デメリット)

- ・ 広告販売やデータ販売が課税対象となる場合、消費税法上は BtoB の役務提供となるので、仕入税額控除が全額認められる事業者が受益者となる場合、税収は増加しない。消費税の課税地規定を見直した上で、仕入税額控除の制限が必要となる。

### ③共通する論点

(転嫁の可否)

国内デジタル産業において独占及び寡占が広く存在する中では、税負担は最終的にはユーザーに転嫁される可能性に留意する必要がある。仮に、税負担の全てまたは大半が独占力の行使等を通じてユーザーに転嫁される場合には、実質的に、公正な競争環境の確保という目的が十分に達成されない可能性もあるとの意見があった。さらに、市場で優位な立場にある企業のみが税負担の転嫁を行うような状況においては、市場優位性を固定化する恐れがあるとの意見があった。

本論点は、仮に対応策を検討する場合に、ユーザーへの転嫁の可能性を踏まえて、外国企業が最終的な税の負担者として、実際にどの程度の税負担を負うこととなるかという課題を提起するもので、諸外国の事例等を注視する必要がある。

(法人税との調整)

法人税を納税している日本企業に対して売上税を課税する場合には、海外デジタル企業との公正な競争環境を確保するため、二重課税が発生している限度で、法人税額から控除する等の措置を検討する必要があるとの意見があった。なお、上述の転嫁に関する問題や法人税との実質的な二重課税が発生する可能性といった課題もあるため新たな課税には慎重であるべきと考えられるが、日本企業の一部からは、仮にこうした措置を検討しなければならない場合には、税収の使途を我が国の喫緊の課題である国内デジタル環境の整備（学校・医療のデジタルネットワーク化、5G 網整備、キャッシュレス基盤、データセンターの国内誘致等）に限定したものとすることによって、社会的な要請に応えるという観点から、議論の余地があるのではないかとの意見があった。一方、税収の使途を限定することは財政硬直化を招くの

ではないか、他の税制措置の拡充等により企業の負担軽減を図るといふ余地もあるのではないかという意見もあった。

## V. 中長期的な国際課税のあり方

### 1. 問題の所在

(独立企業原則等の適用困難化)

現在の国際課税ルールは、「PE なければ課税なし」を基本原則とする。換言すれば、研究開発活動であれ、ブランド価値向上のための広告宣伝活動、あるいは販売活動であれ、実際に価値が創造された場所で課税すべきという原則（価値創造原則）を基本として、本社や各国 PE 等との間の価値の配分については、帰属主義（AOA）や独立企業原則（ALP）等の考え方に基づいている。

これら諸原則は、有形資産を製造及び販売する伝統的なビジネスモデルがグローバルに支配的な状況では妥当しやすいものの、経済のデジタル化が進展し、無形資産を基礎に顧客ごとにサービスが最適化されることが多い現代のビジネス環境においては、妥当性の検証のために必要な比較対象とする取引が見つからないため、次第に適用が困難になっている可能性がある。

(税収の不安定化)

無形資産は可動性が高いが故に、価値の計上地をある程度操作することが可能となっているため、国際的な租税回避が生じることで、税収の不安定化に繋がるおそれがある。

(仕向地主義課税の提案)

こういった国際課税の難局に対する抜本的な解決策として、価値創造原則に基づく、いわば「原産地主義」ともいいうる現行の法人税から、仕向地主義、すなわち、国境税調整（輸出免税、輸入課税）の導入を通じて、企業によって創造された価値に消費地で課税する税制に移行するという考え方が存在する。なお、ピラー1は、市場国、すなわち消費地に課税権を与えるという点で、仕向地主義課税の一つと見ることも可能であると考えられる。同様に、EUで議論されている欧州域内事業課税（BEFIT）における各国間の税収配分を売上等で行うことも仕向地主義に通じる性格を有する。

本研究会では、仕向地主義の法人税の一つとして、米国で議論された仕向地主義キャッシュフロー税（DBCFT: Destination Based Cash Flow Tax）を具体的な題材として、中長期的な観点での仕向地主義への移行の意義について検討した。

## 2. 主な論点とその方向性

### (1) 基本的な考え方

DBCFTのような仕向地主義キャッシュフロー税の発想は、可動性の低い消費に課税することで安定的な税収が得られることに加え、課税標準をキャッシュフローベースとすることで投資活動に対する課税の中立性を確保することを意図するものである。諸外国で実施例は現時点ではなく、理論的な考察が中心になる側面は大きいことに留意は必要であるが、賃金を課税標準から控除すること、また、最終負担者を最終消費者とするか否かを除けば、我が国の消費税と類似しているとも考えられる。

### (2) 具体的な仕組み

- ・ 仕向地主義とは、国境税調整（輸出免税、輸入課税）により資産や役務が送り出された目的地のある国で課税される仕組みであり、日本の消費税でも採用されている。
- ・ キャッシュフロー税<sup>51</sup>とは、キャッシュフローに基づいて課税し、投資に対して減価償却ではなく即時償却を認める仕組みである。

### (3) 理論面から考察するメリット、デメリット

上記の理解を前提に、以下のようなメリット、デメリットが考えられる。

(メリット)

#### ①仕向地主義の観点

- ・ 企業の立地判断に中立的であり、国際的な所得移転が生じないこと
- ・ 付加価値税が存在する国は、法人税を仕向地主義とせずとも、付加価値税を拡充しつつ法人税を縮小すること等を通じて経済的にDBCFTに類似した効果をもつ仕組みとすることができること

#### ②キャッシュフローを課税標準とする観点

- ・ 投資に対して中立<sup>52</sup>であり、投資促進効果が見込まれること
- ・ 資金調達に対して中立であること

(デメリット)

#### ①仕向地主義の観点

<sup>51</sup> キャッシュフロー税には、どのキャッシュフローに着目するかにより様々な考え方がある。例えば、金融取引を考慮せず実物取引にのみ着目する仕組みがある。

<sup>52</sup> 具体的には、固定資産等を購入した際に、購入事業年度に全て費用とすることができる。

- ・ 輸出超過の国にとっては税収が減少する可能性があること
- ・ 仕向地主義における国境税調整が WTO 協定上禁止される輸出補助金に該当する可能性があること
- ・ 現行の法人税から DBCFT へ移行した国は、(現行法人税を廃止して付加価値税における法人税部分を導入することと同じであるから) タックス・ヘイブンとなり、現状の租税回避の問題が悪化する可能性があること
- ・ 仕向地主義とすることで発生する為替の影響に関する収束見通し等が不透明であること

#### ②キャッシュフローを課税標準とする観点

- ・ 金融サービスに対する課税が、キャッシュフローをどの範囲で捉えるかとあわせて論点となること
- ・ 金利の損金算入性。金利が損金不算入となる場合、投資のハードルレートが上がってしまうこと、対外投資家から見てレバレッジが成立しないこと

#### ③執行面の課題

- ・ 国境税調整の執行を確保することが必要。特に、無形資産やサービスについて、国境税調整を実施することが難しい可能性がある。(これは現行の付加価値税と同様の課題である)
- ・ 世界的に DBCFT を導入する場合には、EU の付加価値税の仕組みで取り入れられているような、ワンストップショップ類似の制度の導入が必要。
- ・ 仲裁のような強固な紛争解決手段の導入が必要。

### (4) 考察

DBCFT は、仕向地主義を採用し、価値創造地の特定や各国間の価値の配分を求めない点で、現状の国際課税が抱える諸問題を一部抜本的に解決することに繋がる可能性がある。また、国際課税上の問題に限らず、経済一般への影響として、キャッシュフローを課税標準とし、設備投資等について、即時償却を前提とする点で、企業の投資促進にも資する可能性がある。特に、消費税が既に基幹税となっている我が国においては、法人税の一部を適切な形に組み替えることによって、実質的に、DBCFT が企図する効果を比較的容易に導入することができる可能性があることに留意が必要である。

他方、現時点では、各国において、法人税について仕向地主義を採用したり、キャッシュフロー課税を採用したりする事例は、(付加価値税が実質的にそれに類似していることを除けば、) 一般的ではない。さらに、法人税の 1 つとして DBCFT を導入すると、国境税調整に係る輸出免税が WTO 協定上禁止される輸出補助金に該当する可能性といった課題も指摘された。

DBCFT を現実として採用するか否かは中長期的に引き続き検討する必要がある事項であり、今後の国際的な市場国課税のあり方や国内のタックスミックスのあり方を検討する際にも、有益な視座を提供するものと考えられる。



## 委員等名簿

(五十音順、敬称略)

### <委員等> ◎座長

- ・青山 慶二 (千葉商科大学大学院客員教授、21世紀政策研究所 国際租税研究主幹)
- ・岩根 秀禎 (丸紅株式会社 執行役員 経理部長)
- ・太田 洋 (西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士)
- ・岡村 忠生 (京都大学大学院法学研究科教授)
- ・栗原 正明 (東レ株式会社 理事 (税務) 税務室長)
- ・清水 要 (トヨタ自動車株式会社 経理部部長) [第4回まで]
- ・鈴木 浩之 (トヨタ自動車株式会社 経理部部長) [第5回以降]
- ・鈴木 将覚 (専修大学経済学部教授)
- ・竹中 英道 (ソニーグループ株式会社 グローバル経理センター 税務政策専任部長)

### ◎田近 栄治 (一橋大学名誉教授)

- ・谷 淳一 (楽天グループ株式会社 グループ経理部 部長 税務部 部長)
- ・日置 圭介 (ボストンコンサルティンググループ パートナー&アソシエイトディレクター)
- ・溝口 史子 (デロイト トーマツ税理士法人 間接税サービス部門長、パートナー)
- ・山岸 哲也 (PwC 税理士法人 国際税務/ディールズタックスグループ パートナー 公認会計士・税理士)
- ・吉村 政穂 (一橋大学大学院法学研究科教授)

### <オブザーバー>

#### ○経済団体

- ・小畑 良晴 (一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長)
- ・清矢 祐司 (一般社団法人日本貿易会 政策業務第一グループ長) [第2回まで]
- ・藤井 正之 (一般社団法人日本貿易会 政策業務第一グループ長) [第3回以降]
- ・佐藤 元彦 (一般社団法人新経済連盟事務局 国際部長)

#### ○関係省庁

- ・藤井 大輔 (前財務省主税局参事官室 参事官) [第5回まで]
- ・木原 大策 (財務省主税局参事官室 参事官) [第6回]
- ・井澤 伸晃 (前国税庁調査査察部調査課 国際調査管理官) [第5回まで]
- ・磯見 竜太 (国税庁調査査察部調査課 国際調査管理官) [第6回]
- ・大貫 繁樹 (経済産業省 経済産業政策局企業行動課長)

(以上)

## 開催実績

### 第1回 (2021年3月1日)

- テーマ：デジタル経済下での国際課税に関する所感、本研究会において検討すべき論点
- ゲスト講師：蛭原 健（リブライトパートナーズ株式会社 代表取締役 兼 ファウンディングゼネラルパートナー）

### 第2回 (2021年3月29日)

- テーマ：日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争環境を踏まえた公正な税制のあり方について
- ゲスト講師
  - ・ 岡 直樹（東京財団政策研究所 研究者、税理士）
  - ・ 秦 正彦（Ernst & Young LLP パートナー公認会計士、弁護士）

### 第3回 (2021年5月14日)

- テーマ：国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について
- ゲスト講師
  - ・ 渡辺 徹也（早稲田大学法学学術院 教授）
  - ・ 佐藤 元彦（新経済連盟事務局 国際部長）※兼オブザーバー
- ゲスト企業
  - ・ Rhett Charles, Shaver（アマゾンジャパン合同会社 国際税務部ディレクター）
  - ・ 小川 由里子（アマゾンジャパン合同会社 国際税務部シニアマネージャー）
  - ・ Andrew Ure（グーグルアジア太平洋 日本・公共政策責任者）
  - ・ 岸谷 美穂（Zホールディングス株式会社 GCTSO 部 執行役員付参事）

### 第4回 (2021年6月2日)

- テーマ：中長期的な国際課税のあり方、第2の柱やCFC税制など海外事業に係る税制のあり方
- 講師：鈴木 将覚（専修大学 教授）※兼委員

### 第5回 (2021年6月29日)

- テーマ：中間整理（骨子案）について

### 第6回 (2021年7月21日)

- テーマ：中間整理（案）について